

2026（令和8）年度

総 会 資 料

徳島県日中友好協会

第1号議案

令和7年度事業報告及び収支決算について

I 令和7年度事業報告について

はじめに

2025年（令和7年）度は、役員改選後の新体制で本格的に活動を活発化した一年でした。通常総会については、2024年度活動報告と決算報告を行うとともに、2025年度の事業計画や予算案について提案し、承認を得ました。

また、昨年8月の日中友好交流都市中学生卓球交歓大会や、昨年10月の丹東市への友好訪問団の派遣事業に参加し、徳島県や徳島市と連携して中国との交流事業にも取り組んでいます。

現在、会員の高齢化等にもない、活動に参加される方が減少し、当会の運営は厳しい状況が続いていることから、役員の世代交代に向けた準備を進めています。

また、中央にある日中友好協会の会員としての活動は休止状態にはありますが、駐大阪総領事館と繋がりを持つなどし、今後の当会と同協会の関係の継続と他県協会と連携しての復帰の可能性など検討しているところです。

1. 令和7年度事業

(1) 中国語講座の開催

中国語初級講座（毎週土曜日・月4回）、中国語中級講座（毎週水曜日・月3回）を開催した。

(2) 阿波おどり2025

鳴り物、法被などの手当がついておらず、単独での参加は困難であったことから、あらそわ連に優先枠を設けてもらい、中国人留学生へ参加を呼びかけた。

(3) 徳島県中国語学習発表会の開催

日頃の中国語学習の成果を発表する場として、中国語学習発表会を開催した。

月 日	2025年12月14日(日)
会 場	徳島県国際交流協会
・発表者 ・来場者	・10名 ・10名

(4) 春節交流会

会員及び学生等が集まって食事や近況報告、意見交換を行うとともに、福引きを開催するなど、参加者の交流を図った。

また、来賓として中国駐大阪総領事館から王領事並びに孫領事アタッシェ、徳島県から吉成副部長並びに大岡次長、徳島県国際交流協会から三好理事長にそれぞれご出席いただいた。

月 日	2025年2月21日（土）
会 場	徳島県国際交流協会
参加者	21名

(5) 中国文化講座の開催

昨年度から引き続き、中国の古典を通じて中国文化への理解を深めることを目的として、中国文化講座を開催した。

月 日	第1回：2025年5月24日（土） 第2回：2025年7月19日（土） 第3回：2025年9月27日（土）
会 場	徳島立文学書道館
講 師	葭森会長
参加者	約20名

(6) 中国料理講座の開催

昨年度に引き続き、中国料理の作り方を楽しく学ぶ中国料理講座を開催した。

月 日	2025年11月16日（日）
会 場	ふれあい健康館
参加者	56名

(7) 日中友好交流都市中学生卓球大会

徳島県と湖南省、徳島市と丹東市がチームを組んで出場した日中友好交流都市中学生卓球大会に、徳島県及び徳島市から依頼を受けて、8月4日（月）から8月7日（木）にかけて葭森会長が団長として参加し、日中の若い世代間の交流を深めた。

(8) 戦後 80 年平和友好訪中団

徳島市と丹東市の友好交流 35 周年を記念した徳島市訪中団に合わせて、徳島県日中友好協会においても訪中団を派遣し、戦後 80 年の節目に日中戦争関連施設を訪問するとともに、中国残留孤児「烏雲先生」のご家族と交流するなど、平和と日中友好交流を改めて深化させた。

月 日	2025年10月26日（日）～10月31日（金）
訪問先	大連市，丹東市，通遼市，瀋陽市
参加者	4名

(9) 花見の会

会員及び留学生が2025年4月5日に、徳島城公園において花見を行い、約40名が参加して交流を深めた。

(10) 他団体との交流行事等

他団体との交流事業等についても積極的に行った。

2025年8月7日開催の徳島県と湖南省訪問団との昼食会に藤原副会長が出席し、湖南省訪問団の方々と交流を深めた。

2025年9月24日開催の中華人民共和国建国76周年祝賀レセプションに葭森会長及び徳元専務理事が出席し、総領事及び西日本地区各府県友好交流団体の方々と交流を深めた。

2025年11月7日に、徳島と中国の交流に長年貢献されてきた烏雲先生が逝去させたことから、ご遺族へ会長名で弔辞をお送りするとともに、徳島県日中友好協会ホームページに追悼記事を掲載して弔意を示した。

2. 会 議

(1) 通常総会

月 日	2025年5月25日 13時30分～15時
議 題	○ 2024年度活動報告 ○ 2024年度会計報告について ○ 2024年度監査報告 ○ 2025年度活動計画（案） ○ 2025年度予算（案） 会員76名のうち19名出席，20名委任状

(2) 理事会等

① 第一回理事会

- ・日時：2025年7月19日
- ・場所：徳島県立文学書道館 2階 第1実習室
- ・議題：今後の行事予定について など

② 第二回理事会

- ・日時：2025年9月27日
- ・場所：徳島県立文学書道館2階 講座室
- ・議題：丹東市、通遼市訪問について
2025年度中国語学習成果発表会について など

③ 第三回理事会

- ・日時：2025年12月14日
- ・場所：徳島県国際交流協会 会議室
- ・議題：春節を祝う会の日時と場所について

Ⅱ 令和7年度収支決算について

令和7年度徳島県日中友好協会収支計算書

会計期間：2025/4/1～2026/3/31

2025年度 決算

(収入の部)

単位：円

項目	予算額	決算額	増減額	摘要
前年度繰越金	1,423,694	1,423,694	0	
繰入額計	1,423,694	1,423,694	0	
会費	200,000	235,856	35,856	42人
受取利息	500	2,322	1,822	
受託事業費	1,000,000	0	-1,000,000	
その他	100,000	91,025	-8,975	事業の参加費
経常収入小計	1,300,500	329,203	-971,297	
総計	2,724,194	1,752,897	-971,297	

(支出の部)

単位：円

項目	予算額	決算額	増減額	摘要
事務経費				
通信費	1,300	3,988	2,688	
郵券・はがき	15,000	14,515	-485	
事務消耗品費	10,000	3,658	-6,342	
小計	26,300	22,161	-4,139	
会議費				
総会・理事会費	1,500	0	-1,500	
印刷費	0	0	0	
出張旅費	50,000	17,360	-32,640	
小計	51,500	17,360	-34,140	
事業費				
事業費	100,000	151,802	51,802	
人件費	10,000	10,000	0	
受託事業費	1,000,000	0	-1,000,000	
小計	1,110,000	161,802	-948,198	
負担金				
負担金	25,000	25,000	0	
振込手数料	3,000	880	-2,120	
小計	28,000	25,880	-2,120	
広報費				
広報活動費	60,000	60,000	0	
小計	60,000	60,000	0	
予備費				
予備費	24,700	0	-24,700	
小計	24,700	0	-24,700	
経常経費 小計	1,300,500	287,203	-1,013,297	年度損益 ↓
繰越金	1,423,694	1,465,694	42,000	42,000
総計	2,724,194	1,752,897	-971,297	

【口座別 収支】

口座名	年度初残高	収入	支出	年度末残高
徳島大正銀行	1,377,505	99,012	55,880	1,420,637
阿波銀行	500	0	0	500
現金	45,689	230,191	231,323	44,557
合計	1,423,694	329,203	287,203	1,465,694

2026年5月5日

徳島県日中友好協会
会長 葭森 健介 殿

会計監査の結果、適正に処理されていたことを認めます。

会計監査 新田 元規
会計監査 天田 柳英

2025年度 中国語講座収支報告							
収入				支出			
項目	内容	金額	摘要	項目	相手	金額	摘要
繰入金	前年度からの繰越金	1,250,540					
受講料		468,000		講師料		264,000	
受講料	初級講座 前期分	132,000	12000*11名	講師料	初級 前期分	69,000	3000*23回
受講料	初級講座 後期分	108,000	12000*9名	講師料	初級 後期分	63,000	3000*21回
受講料	中級講座 前期分	120,000	12000*10名	講師料	中級 前期分	69,000	3000* 23回
受講料	中級講座 後期分	108,000	12000*9名	講師料	中級 後期分	63,000	3000* 21回
				会場使用料		57,750	
受取利子	郵便局 普通口座	628		会場借上料	初級 職員会館 通年	19,400	平均493* 41回
				会場借上料	中級 文学書道館 前期	20,970	23回
				会場借上料	中級 文学書道館 後期	17,380	790* 21回
				消耗品	教材コピー等	15,325	
				その他		82,800	
				参加費	春節交流会参加	26,800	
				謝礼	銭別等	10,000	
				受講料返金		46,000	
				繰越金	翌年度への繰越金	1,299,293	
合計額		1,719,168				1,719,168	

【口座別 収支】

口座名	年度当初	収入	支出	年度末 残高	会計期間	
郵便局 普通預金	1,205,445	628	1,205,937	136	2025/04/01	2026/03/31
阿波銀行 普通口座	0	1,205,937	0	1,205,937	2025/04/01	2026/03/31
現金	45,095	468,000	419,875	93,220	2025/04/01	2026/03/31
合計	1,250,540	1,674,565	1,625,812	1,299,293	年度損益→	48,753

第2号議案

令和8年度事業計画及び収支予算について

I 令和8年度事業計画について

はじめに

2026年（令和8年）度は、引き続き当会のプレゼンスの向上を図り会員の確保・増強に努めるため以下の取り組みを進め、当会運営の充実と活性化に努めて参ります。

(1) 会費の口数制度（一口2,000円）による会員誘導の促進

(2) 幅広い魅力ある事業の展開

○花見交流会

○中国文化講座

○阿波おどり日中連

○中国語学習発表会

○春節を祝う会

○中国語講座

○中国料理講座

○中国の友好団体との文化交流イベント

※なお、阿波おどり日中連については鳴り物、法被などの手当がついておらず、今年も単独での参加は困難と考えています。
ただし、あらそわ連に日中連が加わるなどの可能性を追求します。

(3) 助成制度の導入による会員メリットシステムの構築

<例>

●当会事業の参加費の減免

・中国語講座 2,500円→2,000円（会員）

●他の事業への協賛による減免

・まちおこしイベント参加への補助等

(4) 効果的な情報発信と広報の強化

●徳島県国際交流協会のHPや情報誌「阿波生活」との連動

(5) 各事業に担当制を導入するとともに、担当の業務を補助するための人件費を計上する。

1. 令和8年度事業

(1) 中国語講座の開催

通年で、中国語初級講座（毎週土曜日・月4回）、中国語中級講座（毎週水曜日・月4回）を引き続き開催する。

なお、既存の受講生は受講料を値下げし、日中友好協会会員が新たに受講する場合に、当会から助成する。

(2) 中国語学習発表会の開催

広く中国語に関心のある日本人を募集し、中国語学習の成果を発表する場を設ける事により、参加者・来場者の中国語感覚の醸成を図る。

予 定 日	2026年11～12月
会 場	徳島県国際交流協会
・参加者 ・来場者	・10名程度 ・30名程度
経 費	個別広告料などにより30,000円の予算範囲で事業を執行する

(3) 春節を祝う会 2027

中国の春節に合わせ、県内の中国人留学生や技能実習生をはじめ広く在県の中国人及び当会会員などが集まって交流し春節を祝う。

期 間	2027年1～2月
会 場	未定（ホテル千秋閣等を検討）
内 容	・開会 ・会長挨拶 ・来賓挨拶 ・来賓紹介 ・乾杯 ・余興 団体活動報告、参加型交流ゲーム、福引き等 ・閉会
参加者	40名 程度
経 費	基本的に経費は参加費で賄う

(4) 中国料理講座、中国文化講座等の開催

上記の講座等について引き続き開催する。

(5) 各団体との交流行事等

今年度も引き続き、各団体との交流も積極的に推進するとともに、市内だけにとどまらず、県下の様々な団体や県外の団体とも交流を模索する。

特に徳島に来訪した中国の中日友好協会と会員の交流の機会を模索する。

令和8年度 2026年度 収支予算について

2026年度 予算（案）

（収入の部）

単位：円

項目	2026予算額	2025予算額	増減額	摘要
前年度繰越金	1,465,694	1,423,694	42,000	
繰入額計	1,465,694	1,423,694	42,000	
会費	200,000	200,000	0	
受取利息	500	500	0	
受託事業費	0	1,000,000	-1,000,000	日中友好都市卓球大会（県）
その他	100,000	100,000	0	事業の参加費
経常収入小計	300,500	1,300,500	-1,000,000	
総計	1,766,194	2,724,194	-958,000	

（支出の部）

単位：円

項目	2026予算額	2025予算額	増減額	摘要
事務経費	通信費	4,000	1,300	2,700
	郵券・はがき	15,000	15,000	0
	事務消耗品費	5,000	10,000	-5,000
			0	
小計	24,000	26,300	-2,300	
会議費	総会・理事会費	1,500	1,500	0
	印刷費	0	0	0
	出張旅費	50,000	50,000	0
小計	51,500	51,500	0	
事業費	事業費	100,000	100,000	0
	人件費	10,000	10,000	0
	受託事業費	0	1,000,000	-1,000,000 日中友好都市卓球大会（県）
小計	110,000	1,110,000	-1,000,000	
負担金	負担金	25,000	25,000	0
	振込手数料	3,000	3,000	0
小計	28,000	28,000	0	
広報費	広報活動費	60,000	60,000	0
小計	60,000	60,000	0	
予備費	予備費	27,000	24,700	2,300
小計	27,000	24,700	2,300	
繰越金	1,465,694	1,423,694	42,000	
総計	1,766,194	2,724,194	-958,000	

第3号議案

会則の改正について

会 則 (案)

徳島県日中友好協会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は徳島県日本中国友好協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は徳島市に置く。

(目的)

第3条 本会は徳島県民と中国人民との友好交流を促進することを目的とする。

- 2 本会は思想・信条・政党政派の違いに拘わらず、日中友好運動を進めるために、東京都に本部を置く社団法人 日本中国友好協会の地方組織として参加・活動をする。

(事業)

第4条 第3条の目的に関する諸事業。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は個人・団体・法人及び特別会員とする。

- 2 特別会員は理事会において決定する。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は所定の入会申込書に会費（1年分）を添えて提出しなければならない。

(会費等)

第7条 会費は1口2,000円とし、個人1口以上、団体・法人10口以上、理事5口以上、特別会員は10口以上とする。

- 2 前項の特別会員は理事会の定めるところによる。

(会費の納入)

第8条 会員は毎年度当初に会費を納入しなければならない。

~~（会員の権利）~~

~~第9条 会員は各一個の議決権を持つ。~~

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは本会に申し出なければならない。

- 2 次の場合、会員は退会したものとみなす。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 会員が資格を失ったとき。

(資格失格)

第11条 会員が次の各号の一に該当するとき、会長は理事総会の決議を経て、会員の資格を失ったもの

とし~~する~~。~~この場合~~、本人に通知しなければならない。~~（（3）の場合を除く）~~

- (1) 本会の名誉を毀損した者。
- (2) 本会の目的に反した行動をした者。
- (3) 会費を2期以上滞納した者。

(会員の継承)

第12条 会員が死亡または退会した場合において、その後継者（推定相続人若しくは被指定者）が入会するときは、第6条の規定を準用する。但し、この場合の会員は前会員の納付分を継承する。

(納入金の返還)

第13条 会員は本会に納入した会費の返還を求めることができない。

第3章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名
副 会 長 3 名以内 専務理事 1 名
常任理事 5 名以内 理 事 20 名以内
監 事 2 名

- 2 副会長又は常任理事のうち1名を会計理事とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は総会において会員のうちから選任する。

- 2 会長・副会長・専務理事・常任理事は理事のうちから理事の互選によって定める。
- 3 監事は本会の他の役員を兼務することはできない。

(役員任期)

第16条 役員任期は就任後第2回目の通常総会終結時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は前任者の残存期間とする。
- 3 役員は任期満了後においても後任者の就任まで引き続きその職務を行う。

(役員補選)

第17条 理事及び監事が欠けたときは第15条第1項に準じて選任する。

- 2 会長が欠けたときは第15条第2項に準じて選任する。

(役員職務権限)

第18条 会長は本会を代表し、その会務を総理し、総会・理事会及び常任理事会の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長から指名された副会長が会長の職務を代行する。
- 3 専務理事は会長の指揮を受けて会務を掌理し、事務局を総括する。

- 4 常任理事は会長の指揮を受け、重要会務を審議する。
- 5 会計理事は本会の会計を担当する。
- 6 理事は会長の諮問に応じて会務を評議する。
- 7 監事は会計監査の職務を行う。

(名誉会長・顧問・相談役)

- 第19条 本会に名誉会長・顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長・顧問及び相談役は理事会の承認を得て委嘱する。
 - 3 名誉会長・顧問及び相談役は会長の要請を受け助言を行う。
 - 4 顧問及び相談役の任期は、これを委嘱した会長の任期に従う。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第20条 会議は総会・常任理事会及び理事会とする。

(総会)

- 第21条 総会は通常総会及び臨時総会の二種とし、会員をもって組織する。

(総会の決議事項)

- 第22条 総会は次の事項を決議する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 本会の解散
 - (3) 役員の選任及び解任
 - (4) 事業計画及び予算の承認
 - (5) 事業報告及び収支決算の承認
 - (6) 重要財産の取得及び処分の方法
 - (7) その他、本会運営上、特に必要な事項
- 2 前項(7)号は理事会に委任することができる。

(総会の招集)

- 第23条 総会は会長が招集する。

~~2 監事は、必要があるときは臨時に総会を招集することができる。~~

- 3 総会の招集には開催日の14日前までに会議の日時・場所及び付議すべき事項を示して通知しなければならない。

(通常総会)

- 第24条 通常総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催するものとする。

(臨時総会)

- 第25条 会長は次の場合、臨時総会を招集しなければならない。
- (1) 理事会又は監事からその理由を示して総会開催の請求があったとき。
 - (2) 会員の2分の1以上から会議の目的を示して総会開催の請求があったとき。

~~―(常任理事会)―~~

~~第26条 常任理事会は会長・副会長及び常任理事をもって組織し、会長が臨時招集し通常会務の執行に必要な事項を処理する。~~

(理事会)

- 第27条 理事会は会長・副会長・常任理事及び理事をもって組織し、会長の諮問招集に応ずるじて通常会務の執行に必要な事項を処理する。
- 2 理事会が開催できない場合、メールまたはその他の方法により会長・副会長・常任理事及び理

事の下承を得ることで理事会とすることができる。

(議事)

- 第28条 会長は会議の議長となる。
- 2 総会は会員の2分の1以上、常任理事はその構成員の5分の3以上の出席がなければ開会することができない。
 - 3 会議の議事は特に定める場合を除いて、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第29条 総会において会員は各一個の議決権を有する。
- 2 常任理事会並びに理事会において、会長・副会長・常任理事及び理事は各一個の議決権を有する。
 - 3 第1項及び第2項の議決権は委任状又は電磁的方法(メール又はアプリケーション等)により行使することができる。この場合、委任者は本会に出席したものとみなす。

第5章 資産及び会計

(基本財産)

- 第30条 本会の基本財産は寄付金及び総会で編入の決議をしたもので構成する。

(経費の支弁)

- 第31条 本会の経費は基本財産から生ずる収入・会費・寄付金及びその他の収入で支弁する。

(会計年度)

- 第32条 本会計の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、4月1日から通常総会の終了に至る間は、前年度の予算の基準を準用することができる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

- 第33条 本会則を変更しようとするときは、総会において出席総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 雑則

(事務局の配置)

- 第34条 本会の会務を処理するため事務所を設け、且つ職員2名以内を置くことができる。
- 2 職員は会長が任命または委嘱する。

(規定の制定)

- 第35条 本会則の施行について必要な規定は常任理事会の議を別に定める。

(解散)

- 第36条 本会が解散するとき、その清算方法は解散を決議する総会において定める。

付則

2000年 11月施行
2003年 5月改正
2006年 6月改正
2008年 5月改正
2010年 5月改正
2017年 5月改正
2026年 5月改正

- 補足： 1 事務所を下記に置く。(2013年1月)
徳島市昭和町3丁目35番地の1号
徳島県労働福祉会館 7階
- 2 会長代行について (2014年6月)
副会長3名のうち、1名を会長が会長代行に
指名し、事故ある時には、会長
の職務を代行する
- 3 事務所を下記に移転する (2015年8月)
〒770-0846
徳島市南内町3丁目21
ハイツ水際公園201号
- 4 事務所を下記に移転する (2026年5月)
〒770-0932
徳島市仲之町4丁目15番地
リ モ デ 県 庁 前 20

第4号議案

役員の退任について

○松村常任理事から役員を退任したい旨の申し出があったことから、次の通り役員体制の修正案について提案いたします。

＜令和8年度役員体制（案）＞

会 長：	葭森 健介	理事：	川越 敏良
副 会 長：	藤原 学	理事：	白 白音吉日嘎拉
	(会長代行)	理事：	島田 健作
副 会 長：	喜多 三佳	理事：	後藤 詩音
副 会 長：	山川 誠	理事：	藤原 唯
	(会計理事)	理事：	吉野 泰甲
専務理事：	徳元 篤之	理事：	趙 彤
		理事：	施 国恩
常任理事：	傅 麗	理事：	大村 和人
		理事：	入山 益雄
		理事：	長野 恵一
		監事：	新田 元規
		監事：	天田 柳英

顧 問： 柿原 春男 濱 馨 陶久 房枝

第5号議案

「自然災害から命を守る防災知識を中国語で学ぼう」（仮題）について

○目的

中国語会話講習の一環として、自然災害から命を守る防災知識を、中国語で学ぶための講座を開催する。

○対象者

徳島県日中友好協会会員，中国語講座受講者，中国人留学生 等

○教材

「自然災害から命を守る防災ハンドブック」（日本語、中文、英語）

※徳島県国際交流協会 発行（教材として利用することについて了解済み）

○講師（案）

徳島大学理工学部 環境防災研究センターに依頼

○開催時期

6～8月頃の土・日

○会場

未定（候補：徳島大学理工学部，徳島県国際交流協会会議室，県防災センターなど）

○募集方法

協会ホームページ，徳島新聞に掲載依頼 など